



一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しておりますが、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載します。供給不足であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

